



- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報  
: 食品表示懇談会 分科会について
- B【シリーズ】 食品表示案内 第13講 追補  
: 表示禁止事項について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える  
: 熱中症対策の表示について

# 【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆「令和5年度食品表示懇談会取りまとめ(令和6年3月 令和5年度食品表示懇談会)において、令和6年以降の今後の食品表示が目指すべき大枠の方向性が示されました。



## 今後の方向性

### ■諸外国との表示制度の整合性について

・大きな方向性としては、我が国の状況や諸外国の「包装食品表示に関するコーデックス一般規格」への対応状況を踏まえつつ、合わせられるところについては、合わせていく。

### ■個別品目ごとの表示ルールについて

・横断的な基準に合わせる方向で見直すことを基本としつつ、食品ごとの個別の事情や制定の経緯、消費者の要望等を踏まえながら検討。

・表示基準がその時々的情勢に照らして妥当なものであるかどうかを定期的に確認することについて検討。

### ■食品表示へのデジタルツールの活用について

・容器包装への表示に代えて代替的な手段によって情報提供を充実させることとした場合の議論を進めていく必要。

・新たに管理すべき情報や、その情報の管理方法や提供手段についても議論を進める必要。

・情報の管理方法や情報を伝達する媒体、デジタルを活用した制度をどのように運用していくのか等技術的な課題についても議論。

◆包装前面栄養表示(FOPNL)に関する議論⇒栄養成分等の量の表示を利活用しやすくすること等議論された。

◆栄養強化目的で使用した添加物

⇒消費者庁において「一般用加工食品の横断的義務表示における添加物の免除規定のうち、栄養強化の目的で使用されるものに関する記述を削除する」とした食品表示基準の改正案を作成し、手続を進めていくとされた。

消費者庁HPの情報から作成

※続きはPage 1-2 (会員) で記載しています。

### 《第1編 加工食品》

#### 第13講 表示禁止事項 【追補】

##### ■食品表示基準別表第22と公正競争規約との関係

食品表示基準（以下「表示基準」という）第9条には横断的な表示禁止事項として13項目が定められています。また、個別加工食品はこれら13項目の他に更に別表第22に品目ごとに禁止事項が記載されています。定義規定がある個別加工食品45品目中41品目について記載されています。記載なしのものは「野菜冷凍食品」「パン類」「うなぎ加工品」「マーガリン類」の4品目です。このうち「**パン類**」と「**マーガリン類**」は別途公正競争規約（以下「規約」という）で不当表示の禁止事項が規定されています。

また、個別品目の45品目中15品目は規約においてもさらに詳細に記載されています。例えばトマト加工品では表示基準で「『天然』又は『自然』の用語」のみの記載ですが、規約では「客観的な根拠に基づかない天然、自然、純正、ピュアー等の文言を表示すること」と具体的に記載されています。

**乳等命令**で定義されてある飲用乳、チーズ、アイスクリーム類、発酵乳・乳酸菌飲料は表示基準ではなく規約で不当表示の禁止が定められています。なお、別途参考資料に表示基準別表第22で禁止事項のある41品目について禁止の内容ごとに分類したリストを作成しています。ご覧ください。

##### ■不当表示として禁止される用語の態様

次の3つに分類されると思います。

###### (1)ただし書きを除き無条件で表示を禁止してある用語

例として、果汁飲料の「果汁の使用割合が5%未満のもの及び果汁を含まないものにあつては、果実の絵を表示することは不当表示に該当する。ただし、図案化した絵は差し支えないものとする。」等

###### (2)公表された一定の基準を満たしていれば使用できる用語

例として、包装食パンの「保証内容重量」は、1個の重量が340g以上の場合は「1斤」と表示できる条件下で、不当表示は「この規定に基づき表示する重量に満たないものについての斤の表示」等

###### (3)合理的根拠があれば表示できる用語

※続きはPage 2-2（会員）で記載しています。

「特別用途食品の表示許可等について」(消費者庁次長通知)の一部改正により、特別用途食品の病者用食品として新たに「経口補水液」の許可区分を新設されています(消食表第245号 令和5年5月19日)。

経口補水液は、感染性胃腸炎による下痢・嘔吐の脱水状態の際に、水・電解質の補給のために利用できる製品であり、当該製品を販売するに当たっては、許可基準への適合性について個別に審査を受けた上で、特別用途食品の許可を得る必要があります。

他方、従前から、電解質組成を調製した清涼飲料水について、「経口補水液」との名称と共に、当該製品が特定の疾病のための食事療法上の期待できる効果の根拠が医学的、栄養学的に明らかにされていないのにも関わらず、広告その他の表示において、「脱水時」、「熱中症対策」等と記載することにより、あたかも脱水症状を起こしている人を対象とした病者用食品であるかのように表示している事例が散見されています。

広告を含め、このような表示は、病者用などの健康の保持・回復等の特別な用途を食品に表示する場合は、内閣総理大臣の許可を受けなければならないとする健康増進法第43条第1項(特別用途表示の許可)の規定に違反となります。

- ◆「経口補水液」と表示をして製品を販売するためには、特別用途食品の許可を得ること。
- ◆電解質組成を調製した清涼飲料水を、店頭POP、ポスター、説明会等で「熱中症対策」として使用する場合は、「熱中症対策」表示ガイドラインの改訂について(平成28年6月16日厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡)を参考にすること。
- ◆令和7年5月末の間に、対応を終えること

厚生労働省HPから作成

※ 解説はPage 3-2 (会員) で記載しています。

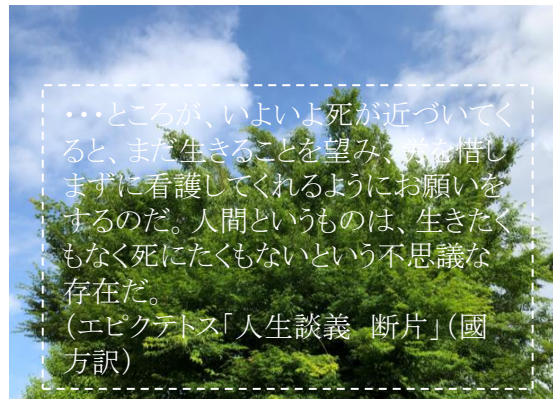
# A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2024年(令和6年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。引き続きご覧くだされば幸甚です。

## 月刊 こう食品法令 【2024年 5月号】



著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複製・引用等の使用は禁止されています。